

ほこみち長崎未来検討委員会 規約

(名 称)

第1条 名称は、ほこみち長崎未来検討委員会（以下「委員会」という。）とする。

(目 的)

第2条 本委員会は、国道34号長崎県長崎市桜町～万才町の区間において、道路法等の一部を改正する法律（令和2年5月27日公布、令和2年11月25日施行）により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度の創設により、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築を目指し、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する、“歩行者利便増進道路（通称；ほこみち）”の実現を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員の職にある者により構成する。

- 2 委員長は検討会を代表し、会務をつかさどる。
- 3 委員の任期は特例区域（利便増進誘導区域）指定の告示日までとする。
ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。
- 4 会議は、出席委員の総意をもって決する。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 6 委員は、事故その他やむを得ない事由により委員会に出席することができない場合は、代理人を出席させ、又は委員長に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 7 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、やむを得ない事由があると認めるときは、書面その他の方法により委員の意見を求め、委員会の議決に代えることができる。この場合、第5項及び第7項の規定は、これを準用する。

(事 務 局)

第5条 委員会の事務局は、九州地方整備局長崎河川国道事務所計画課に置く。

(その他)

第6条 本規約に定めるもののほか、ほこみち長崎未来検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員の協議で定める。

(付 則)

この規約は、令和5年11月21日から施行する。

ほこみち長崎未来検討委員会委員名簿

委員 17名

(学識経験者1名・関係行政機関6名・関係団体代表6名・自治会2名・歩行空間利活用検討チーム2名)

| 区分 | 氏名 | 所属 | |
|--------------|---------------------|----------------------|------------------------|
| 学識経験者 | ◎ 片山 健介 (かたやま けんすけ) | 長崎大学総合生産科学域(環境科学系)教授 | |
| 関係行政機関 | 国土交通省 | 大場 慎治 (おおば しんじ) | 国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長 |
| | 長崎県 | 田坂 朋裕 (たさか ともひろ) | 長崎県土木部都市政策課長(参事監) |
| | | 村川 康孝 (むらかわ やすたか) | 長崎県土木部道路維持課長 |
| | 長崎市 | 中野 智文 (なかの ともふみ) | 長崎市土木部土木企画課長 |
| | | 芝 宗一 (しば そういち) | 長崎市まちづくり部次長兼都市計画課長 |
| | 長崎県警 | 本田 浩之 (ほんだ ひろゆき) | 長崎県警察本部交通規制課長 |
| 関係団体代表 | 商工業 | 鈴木 茂之 (すずき しげゆき) | 長崎商工会議所 |
| | | 安達 健太郎 (あだち けんたろう) | 長崎経済同友会 |
| | 交通・輸送 | 柿原 幸記 (かきはら こうき) | 長崎県交通局乗合事業部 |
| | | 吉田 弘和 (よしだ ひろかず) | 長崎自動車(株)自動車本部 自動車部 |
| | | 野口 博文 (のぐち ひろふみ) | 長崎市タクシー協会 |
| | 地域活動 | 野口 将司 (のぐち まさし) | 長崎青年会議所 |
| 自治会 | 桜町地区 | 松下 隆 (まつした たかし) | 桜町地区連合自治会長 |
| | 新興善地区 | 中川 進吾 (なかがわ しんご) | 新興善地区連合自治会長 |
| 歩行空間利活用検討チーム | 岩本 諭 (いわた さとる) | (株)つくるのわデザイン | |
| | 平山 広孝 (ひらやま ひろたか) | 長崎都市・景観研究所 | |

◎：委員長